

平成29年8月21日

貸切バス事業者への巡回指導を開始します

～中国貸切バス適正化センターの事業開始について～

一般社団法人中国貸切バス適正化センター(以下「適正化センター」)は、平成29年8月24日(木)から貸切バス事業者に対する巡回指導を開始します。

巡回指導は、平成28年1月長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」により、国が行う監査の補完的役割を担うとともに、業界全体による自主的改善の促進により安全を確保するよう貸切バス事業者に対して実施するものです。

なお、適正化センターによる巡回指導の開始にあたり、同センターから中国運輸局に対して巡回指導開始の報告が以下のとおり行われることとなりましたのでお知らせします。

(報告日時等)

日 時:平成29年8月23日(水)10:00～10:30

場 所:中国運輸局 第1会議室 (3階)

出席者:中国運輸局自動車交通部 部長 小島 博文

中国貸切バス適正化センター 代表理事 田中 一範氏 ほか

(参考)

○適正化センターの設立経緯・概要

資料1参照

○巡回指導の概要

適正化センターの適正化指導員が貸切バス事業者の営業所を訪問し、運行管理や車両整備管理等の安全確保に必要な事項について、適正に行われているか確認を行います。(資料2参照)

〈取材申し込み・お問い合わせ先〉

中国運輸局 自動車交通部 旅客第一課

担当:森井(もりい)、遠北(えんきた)

TEL:082-228-3436 FAX:082-228-3452

(資料1) 中国貸切バス適正化センターの設立経緯・概要

(設立経緯)

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設立された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさせないという決意のもとに、同年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」のとりまとめが行われた。



平成28年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて、適正化機関が巡回指導等を行うための負担金徴収制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立。



これを受けて、平成29年4月17日に設立された「一般社団法人中国貸切バス適正化センター」より、上記巡回指導等を行うため、道路運送法第43条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定申請がなされ、中国運輸局長が平成29年5月30日に指定。

(法人概要)

◇ 名称	一般社団法人中国貸切バス適正化センター
◇ 設立日	平成29年4月17日
◇ 代表者	田中 一範
◇ 事務所	広島市南区上大須賀町1番16号
◇ 管轄区域	広島県・鳥取県・島根県・岡山県・山口県

(資料2) 巡回指導の概要

- 国は不適格な事業者等に対して重点的に監査を行うこととし、これを可能とするため、適正化機関を活用することにより、すべての貸切バス事業者をチェック。

